



さくら

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	・	・	・	・

ワンポイント 申告書等情報取得サービス

e-Taxソフトにログインし申請を行うことで、提出した申告書のPDFファイルが取得できるサービス(手数料無料)。対象は、直近3年分(令和2年分以降)の所得税及び復興特別所得税の確定申告書及び修正申告書、青色申告決算書、収支内訳書。利用の際はマイナンバーカードが必要です。

4月の税務と労務

- 国税/3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国税/8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月30日
- 地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日~4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税/軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労務/労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 4月30日



労災保険は、労働者の業務上又は通勤による傷病等に対して保険給付等を行う制度です。今回は、労災保険の保険給付について解説します。

一 保険給付の種類等

- (1) 労災保険の保険給付の種類には、次のものがあります。
- ① 療養(補償)等給付
 - ② 休業(補償)等給付
 - ③ 障害(補償)等給付
 - ④ 遺族(補償)等給付
 - ⑤ 葬祭料等(葬祭給付)
 - ⑥ 傷病(補償)等年金
 - ⑦ 介護(補償)等給付
 - ⑧ 二次健康診断等給付

(2) 保険給付の名称

給付名の「(補償)」は、業務災害と通勤災害の保険給付の名称の違いを表しています。

例えば、業務災害により療養を受ける場合は「療養補償等給付」、通勤災害の場合は「療養給付」となります(通勤災害の給付名には「補償」の文字がありません)。また、⑤については、業務災害は「葬祭料等」、通勤災害は「葬祭給付」となります。

二 保険給付の概要

個々の給付を見ていきます。給付名は、業務災害の時に支給されるものを表示しています。

① 療養補償等給付

治療、入院、薬剤の支給などが該当し、傷病が治ゆ(完全に治った時のほか、医療効果が期待できなくなった状態も該当します。)するまで給付されます。

② 留意点

労災病院や労災保険指定医療機関・薬局等(以下「指定医療機関等」)で治療を受けたか否かにより給付方法が

異なります。指定医療機関等で治療を受けた時は、無料で治療や薬剤の支給が受けられます(現物給付)。指定医療機関等以外で治療を受けた時は、療養にかかった費用を一旦窓口で支払い、事後に療養にかかった費用相当額が、被災者に支払われます。

業務災害と通勤災害の保険給付は、原則として同じ内容ですが、通勤災害により療養給付を受ける場合、その者が初回の休業給付を受ける際に一部負担金として2000円(日雇特例被保険者については1000円)が減額される点が異なります。

③ 他制度との違い

業務外の傷病の時は「健康保険」の対象となり、医療機関の窓口で健康保険被保険者証を提示して治療を受け、一部負担金(3割負担等)を支払います。労災保険には「被保険者証」がなく、また、健康保険のような一部負担金(3割負担等)がありません。労災保険の場合は、「療養の給付請求書」を指定医療機

関等に提出(指定医療機関等以外で治療を受けた時は「療養の費用請求書」を労働基準監督署に提出)します。

病院で治療を受ける時は、労災であることを伝えて治療を受けます。

① (2) 休業補償等給付

療養のため労働することができず、賃金を受けられない時に、休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額(※)の60%相当額が支給されます。

※ 給付基礎日額は、労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。原則、事故発生日(算定事由発生日)の直前3か月間の賃金を、その期間の暦日数で割って算出した1日あたりの額です。

② 留意点

休業開始から最初の3日間 は、労災保険から休業補償等給付が支給されません。業務災害の場合は、この3日間に 対し、事業主が休業補償(1日につき平均賃金の60%)を支払う必要があります。

① (3) 障害補償等給付
給付内容

障害補償等給付は、傷病が治ゆした後に残った障害の程度により、「年金」又は「一時金」として支給されます。

障害の程度が重い時は、障害の程度に応じ第1級（給付基礎日額の313日分）から第7級（同131日分）の障害補償等年金が毎年支給されます。障害の程度が軽い時は、障害の程度に応じ第8級（給付基礎日額の503日分）から第14級（同56日分）の障害補償等一時金が支給されます。これは一度限りです。

② 留意点

年金は、年6期（偶数月）に分けて支払われます。後述の遺族補償等年金及び傷病補償等年金についても同様です。

① (4) 遺族補償等給付
給付内容

被災労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹が、遺族補償等給付の受給資格者となります。妻以外の遺族について

は、被災労働者の死亡の当時に一定の高齢又は年少であるか、或いは一定の障害の状態にあることが要件とされ、年齢・障害の有無による順位が定められています。遺族補償等年金は、遺族の数及び年齢に応じて給付基礎日額の153日分から245日分とされ、受給資格者のうち最先順位者に対し支給されます。

なお、遺族補償等年金を受ける遺族がない場合（例えば、受給資格者の中に妻や一定年齢・障害の状態を満たす受給資格者がいない）、または、既に支給された遺族補償等年金の額が、給付基礎日額の1000日分に満たない場合は、一定範囲の遺族に対して給付基礎日額の1000日分又は給付基礎日額の1000日分から既に支給された遺族補償等年金の額を差し引いた金額が、遺族補償等一時金として支給されます。

② 留意点

遺族補償等年金は、受給資格者のうち最先順位者が死亡や再婚などで受給権を失う

と、その次の順位の者が受給権者となります（これを「転給」といいます）。

⑤ 葬祭料等

死亡した労働者の葬祭を行う者に支給されます。支給額は、31万5000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分）です。

⑥ 傷病補償等年金
給付内容

傷病等の療養開始後1年6か月を経過した日又はその日以後、一定の傷病等級に該当する時は、傷病等級に応じて給付基礎日額の313日分から245日分の傷病補償等年金が支給されます。

② 留意点

療養中の傷病が治ゆし、障害が残った場合は、前述の障害補償等給付が支給されることがあります。

① (7) 介護補償等給付
給付内容

障害補償等年金又は傷病補償等年金の受給者のうち、一定の障害を有し、現に介護を

受けている場合に介護費用の支出額（上限額があります）に相当する額が、介護補償等給付として支給されます。

② 留意点

親族等の介護を受けている者で、介護費用を支出していない場合又は支出額が最低保障額を下回る場合は、一律にその最低保障額が支給されます。上限額及び最低保障額は、常時介護と随時介護の場合で異なります。

⑧ 二次健康診断等給付

事業主が行った直近の定期健康診断等（一次健康診断）において、一定の状態にある時（血圧検査等の一定項目の全てに異常の所見があると診断され、かつ、脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないと認められる）に、二次健康診断及び特定保健指導の給付が行われます。

三 特別支給金の支給

労災事故が生じた場合、一定要件を満たす時は、保険給付のほか、社会復帰促進等事業として「特別支給金」が併せて行われます。

労働者の募集等に関する 制度改正

令和6年4月の労働基準法等改正により、労働条件明示のルールが変更されました。

これと併せ、職業安定法においても労働者募集等をする時の明示事項の改正が行われました。労働者が入社したときに明示するだけでは足りず、募集の段階から業務の変更の範囲などを検討し、明示しておく必要があることにご注意ください。

1 募集等の際の明示事項

追加される明示事項は、次のとおりです（労働基準法等の改正と同様です）。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲^(※)
- ② 就業場所の変更の範囲^(※)
- ③ 有期労働契約更新時の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間

中における変更の範囲のことをいいます。

2 明示のタイミング

ハローワーク等への求人の申込みや自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、少なくとも前述のような労働条件を明示しなければなりません。ただし、求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。

この場合、原則として、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。

3 その他の改正

有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない次の事項は、その掲示に代えて自社ホームページ等でも情報提供ができるようになりました。

- ・手数料表
- ・返戻金制度に関する事項を記載した書面
- ・業務の運営に関する規程

国民年金保険料納付方法の追加

令和6年3月から、国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付での前納が、年度の途中からまとめて振替（立替）できるようになりました。

国民年金保険料の前納とは、一定期間の保険料をまとめて前払いするもので、前納により保険料を納付した場合は割引が適用^(※)されます。前納の方法には、6か月前納、1年前納、2年前納があり、前納する期間の長さにより割引額が変わります。

※ 6か月前納の場合で、初回振替（立替）日が5月末から9月末となる場合は、9月末までの間は割引なしの1か月分保険料を毎月振替（立替）し、10月末に9月分の保険料と10月分から3月分までの6か月分の前納保険料を振替（クレジットカード納付の場合は6か月分の前納保険料のみを立替）します。

口座振替又はクレジットカード納付の申出書は、年金事務所等の窓口又は日本年金機構のホームページより入手できます。

託児サービス付き訓練

子育て中の方でも安心して職業訓練を受講できる制度として「託児サービス付き公共職業訓練」があります。

託児サービスの内容は、施設によって異なり、利用に関しても訓練コースごとに要件等がありますので、職業訓練窓口にて確認する必要があります。託児利用料は無料ですが、ミルク・おむつ代などは実費負担

です。

なお、公共職業訓練を受ける方に対し、「職業訓練受講給付金」（収入その他の一定の要件があります。）として月額10万円を支給する制度も用意されています。

問い合わせの窓口は、ハローワークや（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設（職業能力開発促進センター・ポリテクセンター）等となります。